

○ 出版許可について

農林水産行政施策の普及、国民の生活又は教養の向上に寄与することを目的に、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）の印刷、出版を希望する者のうち一定の基準を満たした者に、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）の出版許可を行います。

刊行物名：「食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）」

内 容：食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第15条第1項の規定に基づき定めるもの。

発行時点：平成27年3月31日

発 行 者：農林水産省

利用案内：閲覧可（農林水産省図書館等）

申 請：別紙様式による。

申請期間：平成27年6月17日～8月31日

出版許可：次の審査を行い、その内容が妥当である場合に許可を与えます。

- ① 目的が、農林水産行政施策の普及、国民の生活又は教養の向上に寄与するものであること
- ② 出版物の価格が一般市況等からみて妥当であること
- ③ 著作内容の保持が図られていること（サイズ、刷色を含む）

問合せ先：農林水産省 大臣官房政策課

計画グループ

東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-3502-8111（代）内線3081、03-6744-0494（直通）

FAX：03-3508-4080

様式 1

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

住 所
氏 名 印

著 作 物 の 出 版 許 可 申 請 書

貴省 〃 の著作にかかわる「 〃 」は、極めて貴重かつ有益な資料であり、一般の需要も多いため、下記のとおり出版許可を申請します。

記

- 1 出版物名
- 2 発行部数
- 3 規格及び頁数
- 4 販売予定価格
- 5 添付資料
 - (1) 原価計算内訳等
 - (2) その他